

【参考資料】 条例の体系

(1) 八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第1節 基本方針等(第4条・第5条)

第2節 人員に関する基準(第6条・第7条)

第3節 設備に関する基準(第8条)

第4節 運営に関する基準(第9条～第42条)

第5節 連携型指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例
(第43条・第44条)

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 基本方針等(第45条・第46条)

第2節 人員に関する基準(第47条・第48条)

第3節 設備に関する基準(第49条)

第4節 運営に関する基準(第50条～第59条)

第3章の2 地域密着型通所介護(新設)

第1節 基本方針等(第59条の2)

第2節 人員に関する基準(第59条の3・第59条の4)

第3節 設備に関する基準(第59条の5)

第4節 運営に関する基準(第59条の6～第59条20)

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第59条の21・第59条の22)

第2款 人員に関する基準(第59条の23・第59条の24)

第3款 設備に関する基準(第59条の25・第59条の26)

第4款 運営に関する基準(第59条の27～第59条の38)

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針(第60条)

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護
(第61条～第63条)

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護(第64条～第66条)

第3節 運営に関する基準(第67条～第80条)

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針(第81条)

第2節 人員に関する基準(第82条～第84条)

第3節 設備に関する基準(第85条・第86条)

第4節 運営に関する基準(第87条～第108条)

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針(第109条)

第2節 人員に関する基準(第110条～第112条)

第3節 設備に関する基準(第113条)

第4節 運営に関する基準(第114条～第128条)

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針(第129条)

第2節 人員に関する基準(第130条・第131条)

第3節 設備に関する基準(第132条)

第4節 運営に関する基準(第133条～第149条)

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針(第150条)

第2節 人員に関する基準(第151条)

第3節 設備に関する基準(第152条)

第4節 運営に関する基準(第153条～第177条)

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第178条・第179条)

第2款 設備に関する基準(第180条)

第3款 運営に関する基準(第181条～第189条)

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針(第190条)

第2節 人員に関する基準(第191条～第193条)

第3節 設備に関する基準(第194条・第195条)

第4節 運営に関する基準(第196条～第202条)

第10章 雑則(第203条・第204条)

(2) 八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 基本方針(第4条)

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(第5条～第7条)

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(第8条～第10条)

第3節 運営に関する基準(第11条～第40条)

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第41条・第42条)

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針(第43条)

第2節 人員に関する基準(第44条～第46条)

第3節 設備に関する基準(第47条・第48条)

第4節 運営に関する基準(第49条～第65条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第66条～第69条)

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針(第70条)

第2節 人員に関する基準(第71条～第73条)

第3節 設備に関する基準(第74条)

第4節 運営に関する基準(第75条～第86条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条～第90条)

第5章 雑則(第91条・第92条)